

東京都子供・子育て会議 計画策定・推進部会（第1回）

平成25年12月18日（水曜日）

東京都庁第二本庁舎31階 特別会議室27

午後6時00分開会

○次世代育成支援担当課長 定刻になりましたので、始めさせていただきます。

只今から、東京都子供・子育て会議第1回計画策定・推進部会を開催いたします。

本日は、お忙しい中をお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本懇談会の事務局の書記を務めております福祉保健局少子社会対策部次世代育成支援担当課長の西村と申します。どうぞよろしくお願いたします。失礼して着席させていただきます。

最初に、お手元の配付資料のご確認をさせていただければと思います。

資料の1枚目に会議次第がありまして、その下の部分が配付資料一覧となっております。資料1が委員名簿、資料2が東京都の出席者名簿、資料3が国の基本指針、資料4が国の子ども・子育て会議の資料、資料5が国の少子化危機突破のための緊急対策となっております。資料6から資料9が、東京都の次世代育成支援行動計画の資料となっております、資料6がA3判の折りたたみになっていますが、概要。資料7が冊子の第一章の部分の写しです。資料8が施策体系の一覧、資料9が進捗状況ということで、A3のものが13枚付いております。資料10が、計画の記載事項、資料11が、計画策定のスケジュールとなっております。

あと、参考資料として、子供・子育て会議と次世代育成支援行動計画の懇談会、こちらにおける主な意見ということでお配りしております。

なお、資料1の委員名簿、参考資料の1の東京都子供・子育て会議の主な意見については、事前にお送りした資料と差し替えをしておりますので、ご了承いただければと思います。

また、お手元にファイルをお配りしておりますが、こちらは資料集になっておりまして、目次がありますが、国の資料、東京都の資料、各種データ等が入っておりますので、参考にさせていただければと思います。

あと、現在の次世代育成支援東京都行動計画の冊子なども席上に配付しておりますので、ご参照いただければと思います。

資料に過不足等はございませんでしょうか。

それでは、続きまして、本日の本部会の運営方法について申し上げます。

先日開催しました全体会議の東京都子供・子育て会議と同様に、この部会につきましても公開とさせていただきます。本日、傍聴者の方が入っておりますので、ご了承ください。

配付資料及び議事録については、後日、ホームページで公開いたします。

それでは、続きまして、部会委員のご紹介をさせていただきます。資料1をご覧ください。計画策定・推進部会の委員構成につきましては、網野会長の選任により資料1のとおりと決定させていただきまして、先日、委員の皆様にはご連絡をさせていただいたところです。

本日は第1回目ということもございますけれども、委員のご紹介は、時間の関係もありますので、名簿をご覧くださいということにさせていただきまして、10月25日に行われました全体会議にご欠席だった委員の方のみご紹介させていただければと思います。

それでは、申し上げます。

秋草学園短期大学地域保育学科教授の岸井慶子委員です。

東京大学大学院情報学環教授、佐藤博樹委員です。

大妻女子大学家政学部教授、柴崎正行委員です。

柴崎委員には、全体会議の副会長にもご就任いただいております。

なお、本日、遅れてご出席される方として、東京都小学校PTA協議会会長の峯岸委員は遅れて参加というご連絡がありました。

また、本日ご欠席されている委員の方ですが、駒崎委員、福井委員、間部委員、正木委員につきましては、所用により欠席となっております。

本部会の委員24名中20名の方にご出席いただいておりますので、定足数を満たしておりますことをご報告させていただきます。

続きまして、東京都の出席者ですが、資料2の名簿のとおりとなっております。紹介は省略させていただきます。

それでは、柏女部会長に一言ご挨拶をいただきまして、ここからの進行は部会長にお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○柏女部会長 皆さん、こんばんは。

前回の第1回目の全体会議で、副会長、そして、計画策定・推進部会の部会長にご推薦をいただきました淑徳大学の柏女と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

皆様方には、年末のあわただしい時期にこうしてお集まりいただきまして、本当にありがとうございました。

私は、国の子ども・子育て会議の委員もさせていただいておりますが、国のほうでも、

12月末までにさまざまな基準を作っていく、今、ちょうど佳境の時にありまして、年度末には条例のもとになる基準などを策定するというので、今、ハイスピードで検討を進めているところです。

地方でも子ども・子育て会議が始まっています、私は地元の子ども・子育て会議の策定に携わっておりますけれども、数日前にアンケート調査の結果が上がってきて、そのアンケート調査の速報などに基づいて議論をしていくという段階に至っております。

東京都でも、これから、この部会において計画を策定していくこととなりますが、ぜひ皆様方のご協力をいただきまして、よりよい計画を策定していければと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、ここからの進行は私のほうで進めさせていただきたいと思ひます。

次第によると、次は副部会長の選任になります。東京都子供・子育て会議条例では、部会長は職務代理者をあらかじめ指名することにされております。私としては、幼児期の教育・保育に詳しい造詣をお持ちの柴崎委員に副部会長をお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○柏女部会長 柴崎委員、よろしいでしょうか。

○柴崎委員 はい。

○柏女部会長 ありがとうございます。

それでは、副部会長には柴崎委員にご就任させていただきたいと思ひます。

柴崎委員、どうぞ副部会長席へお移りいただければと思ひます。

よろしくお願ひいたします。

(柴崎委員、副部会長席へ移動)

○柏女部会長 あわせて、一言ご挨拶いただけますか。

○柴崎副部会長 ただいま副部会長に選出させていただきました、大妻女子大学教授の柴崎と申します。専門は、保育学及び保育臨床相談ということで、保育の実践を専門にしております。特に乳幼児期の子供の発達や、その発達を保障する保育環境、保育の援助のあり方、そうしたことを専門に研究しております。

東京都の子供・子育て会議につきましても、東京都の子供たちの幸せのために全力を尽くしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○柏女部会長 よろしくお願ひします。

それでは、早速、議事に入りたいと思います。

この計画策定・推進部会では、東京都子供・子育て支援事業支援計画について具体的な検討を進めていくことになっております。第1回目の本日の検討事項ですが、次第のとおり、大きく2点あります。先日の全体会議でさまざまなご意見をいただきました。また、私が今、会長を務めております次世代育成支援行動計画の推進のための懇談会も先日開催されまして、そこでも、この子供・子育て会議に申し送ってほしいという沢山のご意見を頂戴いたしました。それを踏まえて、新しい計画を策定する上での基本理念と、計画の大きな枠組となる施策の方向性と取組事項について議論を進めていきたいと思っております。

それでは、ご議論をいただく前に、国が示した基本指針や都の次世代育成支援行動計画の関係資料が、先ほどご紹介がありましたとおり用意されておりますので、まず事務局から資料の説明をお願いし、その後に議論を進めてまいりたいと思っております。

それでは、よろしく願いいたします。

○次世代育成支援担当課長 それでは、私から資料の説明をさせていただきます。

資料3から資料5まで、国の子ども・子育て会議等で配付された資料となっております。

最初に資料3をご覧ください。8月に開催されました国の新制度説明会の配付資料で、「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」についての資料の一部です。特にその中でも、「子ども・子育て支援の意義に関する事項」の部分を抜き出したものです。

1枚目は概要をまとめたもので、重要と思われるさまざまなキーワードが含まれております。1つ目の○印では、「子どもの最善の利益」という言葉がありますし、2つ目の○印では、「全ての子どもや子育て家庭を対象」ということもあります。また、5つ目の○印になりますが、「質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要」と。6つ目の○印のところでは、「子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要。その際、妊娠・出産からの切れ目のない支援を行っていくことに留意することが重要」と。最後の○印のところでは、「社会のあらゆる分野における全ての構成員が、それぞれの役割を果たすことが必要。」というようところが、主なポイントではないかと思っております。

2枚目以降は、「子ども・子育て支援の意義に関する事項」の全文となっております。こちらのほうは、現在の東京都の次世代育成支援行動計画と比較して、同じ記載内容がある部分については、参考までに、右側の列のところに次世代計画の理念や目標ということで書いております。この部分が同じ記載があると参照していただければと思います。詳細は、

後ほどご覧いただければと思っております。

それでは、資料4をご覧ください。資料4は、国の第1回目の子ども・子育て会議の配付資料です。これについては、法律や答申等で記載された子ども・子育てに関する理念についてまとめたものです。

1枚目が「子どもに関する理念について」。2枚目からは「子育てに関する理念について」となっておりまして、最初は「(1) 家庭に関するもの」。4枚目以降が、「子育てに関する理念について」のうち「(2) 社会に関するもの」ということで分かれております。こちらにつきましても、後ほどご覧いただければと思います。

次に、資料5をご覧ください。これは、国の少子化社会対策会議で6月に決定された「少子化危機突破のための緊急対策」です。

2ページ目になりますが、緊急対策の柱として、子育て支援、働き方の改革、結婚・妊娠・出産の「3本の矢」で推進となっております。詳細は、その後のページにありますので、ご覧いただければと思います。

続いて、資料6から資料9までが、現在の次世代育成支援東京都行動計画関係の資料となっております。

資料6をご覧ください。次世代計画（後期）の概要です。左側に記載してありますが、現在の計画については、計画期間が平成22年度から平成26年度までの5年間となっております。対象事業は229事業となっております。計画の進行管理として、毎年度1回、学識経験者等で構成する次世代育成支援行動計画懇談会に報告し、ご意見をいただいております。この次世代の懇談会につきましても、今回の計画策定部会の柏女部会長に会長をお務めいただいております。

また、右側の部分になりますが、この計画につきましても、「3つの理念」、「5つの視点」、「5つの目標」で構成されております。具体的には、「3つの理念」については、書いてありますとおり、「①すべての子供達が個性や創造力を伸ばし、次代の後継者として自立する環境を整える。」、「②安心して子供を産み育て、子育ての喜びを実感できる社会を実現する。」、「③社会全体で、子供と子育て家庭を支援する。」となっております。

あとは、「5つの視点」ということで、全ての子育て家庭への支援、大都市東京のニーズと特性を踏まえた視点などもあります。

その下に、具体的な取組の方向性として「5つの目標」が記載されております。目標1については、地域での子育て支援や小児・母子医療関係についてです。目標2は、ワーク・

ライフ・バランスや保育サービスの関係が含まれております。目標3は、子供の生きる力を育むということで、教育関係や若者の社会的自立の関係が含まれております。目標4には、特別な支援を必要とする子供や家庭ということで、児童虐待防止、社会的養護、ひとり親家庭、障害児の関係が含まれております。目標5には、子供の安全や安心確保のための環境整備ということで、犯罪被害防止をはじめ、住宅や外出しやすい環境の整備などが盛り込まれております。

全体像としては以上になっております。

続きまして、資料7をご覧ください。これは、次世代行動計画の冊子の第1章の部分の写しとなっております。3枚目の裏面部分、8ページからが、今説明した「3つの理念」、「5つの視点」、「5つの目標」について具体的な記載がされておりますので、またご覧いただければと思います。

続きまして、資料8は、現在の次世代行動計画の施策の体系の一覧になっております。先ほど説明しました「5つの目標」が、さらに項目として細分化されており、さらにその項目が事項別に分かれております。その下に事業がぶら下がっているという状況です。

続きまして、資料9をご覧ください。こちらは、次世代行動計画の目標の中の項目レベルの進捗状況をまとめた資料です。左側が取組の概要となっておりまして、右側が、主な事業について、事業内容と平成21年度から24年度までの実績を記載しております。細かくは説明いたしませんけれども、1枚目は「子育て家庭を地域で支える仕組みとサービスの充実」ということで、主な取組としては、子供家庭支援センター事業や子育てひろば、ファミリー・サポート・センター等の地域における子育て支援サービスの充実ということになっております。

2枚目は、「安心できる小児・母子医療体制の整備」となっておりまして、主な取組としては、小児救急医療体制の充実や周産期医療システムの整備となっております。

3枚目は、「家庭生活との調和が取れた職場づくりの推進」ということで、主な取組としては、いきいき職場推進事業、ワーク・ライフ・バランス推進事業などが含まれております。

4枚目は、「都市型保育サービスの充実」の1枚目ですが、認可・認証・認定こども園、家庭的保育など通常保育の部分と、学童クラブ運営補助事業などが含まれております。

5枚目は、「都市型保育サービスの充実」の2枚目です。こちらでは、延長保育、病児・病後児保育の充実、このような施策が含まれております。

6枚目をご覧ください。こちらは、「子供の生きる力をはぐくむ環境の整備」となっていて、主な取組としては、小学校との連続性を踏まえた就学前教育の充実、放課後子どもプラン、これらのものが含まれております。

続きまして、7枚目ですが、「次代を担う人づくりの推進」です。これは、中学生の職場体験やひきこもり等社会参加支援事業も含まれております。

続きまして、8枚目は「児童虐待防止対策の推進」となっていて、要支援家庭の早期発見に向けた取組、児童相談所の体制と取組の強化、こういうものが含まれております。

続きまして、9枚目は「社会的養護を必要とする子供たちへの取組」ということで、養育家庭等の拡充、養護児童グループホームの設置促進、このようなものが含まれております。

続きまして、10枚目が「ひとり親家庭の自立支援」ということで、主な取組としては、母子家庭等就業・自立支援センターによる就業の支援等、このようなものが含まれております。

11枚目は「障害児施策の充実」となっておりまして、主な取組としては、ショートステイ事業、発達障害児への支援の充実、このようなものが含まれております。

12枚目と13枚目は、「子供の安全と安心を確保し、子育てを支援する環境づくり」ということで、12枚目は地域安全マップづくり推進事業や「子ども110番の家」活動の支援、こういうものが含まれています。13枚目は、安全・安心の中でも、子育て世帯向けの住宅の関係、ユニバーサルデザインの整備促進事業、こういうものが含まれております。

次世代育成支援行動計画の進捗状況については、簡単ですが、以上です。

続きまして、資料10をご覧ください。こちらは、国の基本指針に定められている必須記載事項と任意記載事項ということで、今回の子ども・子育ての計画に盛り込む内容となっております。これは都道府県の計画と区市町村の計画で比較しております。

②の「幼児教育・保育の量の見込み、確保方策」は、都道府県、区市町村ともに必須記載事項ですので、区市町村の計画を踏まえて都道府県の計画を策定することになります。

⑤の「保育士等の人材確保・資質の向上」、⑥の「専門的な知識・技術を要する支援に関する施策の実施と都道府県・区市町村の連携」については、必須記載事項は都道府県のみとなっております。

⑪の「職業生活と家庭生活の両立に関する施策との連携」につきましても、ワーク・ライフ・バランスの関係になりますが、都道府県、区市町村、双方とも任意記載事項となっ

ております。

それでは、資料 11 をご覧ください。「計画策定スケジュール」です。10 月 25 日の全体会議でも説明させていただいた内容に変更はありませんが、一番下の東京都の子供・子育て会議の欄に、今回の計画策定・推進部会のスケジュールを追加しております。本日が第 1 回目で、第 2 回目は来年 2 月に予定しております。その後、おおむね 2 か月に 1 回程度、部会を開催しまして、計画策定に向けて検討を進めていきたいと考えております。

あと、参考資料 1 と参考資料 2 ですが、参考資料 1 は全体の全体会議における主な意見となっております。参考資料 2 は、次世代育成支援行動計画懇談会が 11 月 27 日に開催されましたので、こちらのほうの意見となっております。ここに項目が書いてありますが、学童クラブの関係、あと、一時預かり、こんにちは赤ちゃん事業、地域の子育て支援に関するこの辺の意見もいろいろと出ていました。あと、特別な支援を必要とするところでは、発達障害児の関係、ひとり親家庭の支援の関係、こちらも出ていました。

裏面に移りまして、サービス提供に地域格差があるのではないかということで、この辺もいろいろご意見をいただいております。また、次世代行動計画の関係ですので、ワーク・ライフ・バランスについても、企業での働き方のモデルとしてこのようなものが必要ではないかというご意見もいただいております。また、若者支援についてもいろいろご意見をいただいております。臨まない妊娠をされた方や 10 代の親の関係などもご意見をいただいております。

ということで、主な意見はこちらになっていますが、また後ほどご覧いただければと思っております。

以上、非常に雑駁ですが、事務局からの資料説明は以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。

一度にたくさんの資料で、頭の中が爆発しそうになりましたが、事前にお送りいただいておりますので、時間がある方は一読してくださっているのではないかと思います。

それでは、検討事項として、「計画の基本理念について」、「施策の方向性と取組事項について」の 2 つですので、一つ一つについて 40 分から 45 分くらいずつ議論ができるかと思っております。一度に行う方法もあるかもしれませんが、ここは「計画の基本理念について」と「施策の方向性と取組事項について」に分けて考えたいと思っております。それでは、一つのテーマについて 40 分から 45 分程度ということで意見交換を進めていきたいと思っております。

最初に「計画の基本理念について」です。次世代育成支援行動計画では、資料 6 の右側

に「3つの理念」、「5つの視点」という形で整理されているものになるかと思います。これについてのご意見あるいはご質問を、委員の皆様からご自由にご発言をいただければと思います。

考え方としては、大きく3点あるかと思います。一つは、国の基本指針で示されている子ども・子育て支援の意義のうち、新たな計画で強調すべき事項は何かという点が1点あるかと思います。2点目は、次世代の後期行動計画の理念・視点のうち、今後も引き継いでいくべき事項、あるいは、さらに強調していくべき事項。3点目としては、国の基本指針や次世代の後期計画にもない新たな視点として大切なこと。この3点が大きくジャンルとしてはあるかと思います。

どのような点からでも結構ですので、お出しいただければと思います。

大きな理念からはなかなか難しいということであれば、足元の具体的な事象から捉えていただいても結構かと思います。

○佐藤委員 わからないのですが、今までは次世代法の枠組みの中でしたが、今度変わりますよね。そうしたときに、イメージとしては資料10の計画が最終的な形でいいですか。

○柏女部会長 この間の国の子ども・子育て会議で、たしか次世代の行動計画については、10年さらに延長するということがありましたね。

○佐藤委員 企業のほうはそうですね。一般事業主行動計画は延長だと思いますが、今まで地方自治体にかかっていたものが、今度の新制度のほうに移るわけではないんですか。

○柏女部会長 松田委員もいらしたと思いますが、どうしたか。

○松田委員 そこだけではなくて、広くという感じでした。

○佐藤委員 広くですか。それは、一般事業主行動計画以外の自治体がつくるものも残るということでもいいですか。

○松田委員 その方向で考えていますということだったと思います。

○柏女部会長 そうですね。ただ、できる規定、任意規定なので、そこをどう整理するかということがあるかと思います。

事務局からお願いします。

○次世代育成支援担当課長 ただいまのご質問につきましては、子ども・子育ての今度の新しい計画につきましては、法律で策定が義務づけられているので必ず策定しなければいけないのですが、次世代の行動計画につきましては策定が任意となっております。ということですので、東京都としては、子ども・子育ての計画を、次世代の計画のように幅広い

ものにするかどうかは各自治体の判断にゆだねられていますけれども、必須記載事項、任意記載事項のほかに、関連分野の施策についても幅広く取り組んでいければと考えております。

○柏女部会長 わかりました。そうすると、基本的な考え方としては、次世代のほうは、この計画よりも幅広いわけですが、計画としては、幅広く、そして必須記載事項というか、子ども・子育ての計画でしっかりと入れ込まなければいけないものは入れ込んでいくけれども、それ以外のものも幅広く取り込むという理解でよろしいでしょうか。

○次世代育成支援担当課長 はい。

○柏女部会長 東京都としては、そういうことのようにです。

○佐藤委員 そうすると、資料6のところは次世代法の枠組みで、基本的には、資料10でつくるわけですが、都としては少し広めにとということですね。そのときに、どこで議論するのか、我々が議論すべきなのかもわかりませんが、都としては、必須はつくらなければいけないけれども、任意の部分は、従来の次世代法のものも入ると思いますが、基本的には任意のところも全部つくる、あるいは、⑦のところは「一」になっていますが、これ以外、任意のところも必要性があればつくっていくようなことを考えるということ。

つまり、どの範囲まで議論していいか、ちょっとわからないところがありましたので。

○柏女部会長 今のご質問に対して、補足でよろしいでしょうか。

○次世代育成支援担当課長 必須記載、任意記載もありますけれども、この前の全体会議の資料ですが、ファイルの資料集の真ん中に、東京都の資料の1になりますが、資料のタイトルが「東京都子供・子育て支援事業支援計画（仮称）の策定について」ということで、右側に計画の内容として、主に産前・乳幼児期から学童期までを対象とした子ども・子育てに関する総合計画ということで、その下に計画内容が記載されていまして、必須記載事項、任意記載事項、あと関連分野ということで、第1回の会議では、この辺のところを審議事項として、関連分野も含めて幅広く計画に盛り込んでいくということで、会議の中でご了解いただいております。

○佐藤委員 すみません、それは勉強してなくて。

そうすると、やはり資料6のところの、これまでの、まだ途中ですけれども、今の後期の計画の進捗が結構大事かなと。ある程度達成できている——もちろん、あまりないと思いますが、そうすると次回はどうするということがあると思いますし、非常に大事な点で積み残しということはかなり重視しなければいけないと思いますので、一応、状況調査を

行い、議論されていると思いますので、出ているのかもわかりませんが、これまでの計画の達成状況のようなものがあれば教えていただいて、それを踏まえて少し議論できるとありがたいと思います。きょうでなくてもいいと思いますが。

○柏女部会長 簡単に言うと、資料9にそれが載っている形になるかと思います。

○計画課長 部会長ご指摘のとおり、資料9です。毎年、対象事業については状況をまとめまして広報発表しております。かなり細かいものなので、また機会があればご覧いただきたいと思います。

今回、資料9では、各目標を項目別に主立ったところについて実施状況を取りまとめさせていただきます。かなり膨大なもので、事前にお配りさせていただいたということで、今回、説明が足りない部分がありますが、またお持ち帰りいただきましてご覧いただきまして、この辺の進みがなぜ悪いのか、この辺をもう少し進めるべきだということがあれば、またご意見をお寄せいただければありがたいと思います。

○柏女部会長 よろしいでしょうか。

○佐藤委員 はい。

○柏女部会長 関連してですが、先ほど少し申し上げた参考資料の2、次世代育成支援行動計画懇談会の記録ですが、これがまさに進捗状況管理のための意見になっております。例えば、上から10行目くらいの一時預かりのところで言えば、例えばこんな意見が出ております。既に目標値を達成しているが、どういう人がどのように利用することを想定しての目標だったのか、区市町村では曖昧であった、次の計画では利用者像を明らかにして目標を設定し、評価することが重要ではないか、このような形で、一応申し送ってほしいというご意見等もいただいておりますので、これらも参考にしながら計画を立てていければいいかと思っております。ありがとうございました。

ほかにご意見ございますか。

○榊原委員 ありがとうございます。

東京都の行動計画がどのようになっているのかということで、こんなに勉強させてもらったのは初めてなので、なるほどと思って拝見しました。たぶん、資料6の横長の紙に全体が盛り込まれているので、ここから気づいたことを申し上げたいと思います。

右側の「3つの理念～計画の目指すもの～」として①、②、③と整理していただいております。とても大きく大事な目標を掲げていただいている、これはこのまま今後も、恐らく、どの自治体でも大事なものと思います。とりわけ、②と③のところ、安心して産み育

てられる、子育ての喜びを実感できるような社会環境を実現するということと、社会全体で子供・子育て家庭を支援する、これが今度の子ども・子育ての新しい三法のほうでも、このところを受けて立法しているので、②と③について、今回ここで議論していく事業計画の中で、今何が足りないのかという視点から、さらにこういうことができたらいいなということを入れ込んでいけたらいいと思っています。

①のところですが、「すべての子供達が個性や創造力を伸ばし、次代の後継者として自立する環境を整える。」とあります。このところは、実は、この書きぶり自体に問題があるわけではないのですが、今、特に先進国を中心に、国際社会の目線は、もっと子供を権利の主体として見た場合、その成長をどのように社会全体で支えていけるかというところに相当軸足を置いています。

例えば、国連が主催するような子供のテーマを扱うような国際会議に出ると、子供の意見をできるだけ引き出そうというので、わざわざ子供のパネリストを同じ壇上に載せて、子供だけでつくるセッションも用意して、そこから意見表明をさせるということを、大人がすごく手をかけてさせています。子供を参加させ、意見を主張させ、主体であることを全体で伝えて、一緒にみんなで子供の目線を忘れずに何度も計画を見直そうという取組を本当にしています。その点、これは東京都だけではなく日本全体ではまだまだできていない部分だと思います。

ですので、この書きぶりも、子供を、大人から見てこういうふうには伸ばす、後継者として自立させるという感じが少しあります。次世代計画はこれでいいと思いますが、子供を主体として考えた場合、全ての子供に、成長や発達ができる環境を保障する、それを社会としてきちんと保障していくのだというような、子供が権利の主体であることがわかるような目線に変えられたらと思いました。

懇談会の議論にも出ていたようですけれども、子どもの権利条約の中で既に盛り込まれているいろいろな規定が、日本では具体の現行の法制度の中にまだまだ落ちていないと思うので、東京都のようなところこそ、ぜひ、国を超えて積極的に、子供を社会の私たちプレイヤーの仲間として主体的に見てエンパワーしていくという取組の目線も持てたらいいなと思いました。

あと、②と③は、全ての子供と子育て家庭を支援していく、安心して子供を産み育てられるような社会にするという普遍的な施策を実施していくには、まだまだいろいろなことが足りていない。それは恐らく、行政に携わっている皆さんのほうが既に気づいているこ

とがいろいろあると思います。ここに盛り込んでいただいている目標1から目標5に沿ったいろいろな施策は、少なくとも、今の短時間の説明で私が全部を理解できているかどうか分かりませんが、ここに盛られたもので理解できたのが、国が既に実施しているいろいろな施策を、そのまま都のほうでもかなり進めていただいていると。既にある制度体系がそのままここに入っているという印象です。

しかし、東京ほど全国の若者を、雇用の場という意味で吸収し、ここで結婚や子育てが始まるような場を提供しているところで、全国の他にはないような課題が先進的に起きていることが恐らくあるはずです。それは、国全体で実施している制度を落としているだけで本当に拾えているのかという目線をもって考え直すことが必要ではないかと思います。

例えば九州で言うと、福岡に断トツにいろいろなことが起きています。話を聞きに行っても、福岡市の児童相談所は、他の地域とは違って、九州唯一の大都市ということで、母子家庭やいろいろな課題がある困窮家庭、地域で受けとめられなかった人たちが、結局、流れ着いて、その中で重度な虐待事件が集中的に起きたりいろいろなことが起きています。ですから、九州の中でも他の自治体とは違う取組を相当実施しています。

そのようなことが、東京都は一体何ができているのかという課題のチェックと取組の洗い直しがあっているのではないのかと。私のような者が、取材の中で断片で気づいていることだけを例示的に挙げさせていただくと、都市部で、とりわけ妊娠期からの葛藤の問題が相当あるはずで、中学生・高校生の子たちが妊娠しても、それを言ったとたん学校からも排除されてしまうので言えなくていろいろなことが起きて、子供をトイレで産んでごみ袋に入れてしまうというようなことが起きています。

例えば、大阪府は独自に、「にんしんSOS」という相談機関を設置して、首都圏からの相談も含めて相当寄せられていると聞いています。そうしたことは東京で実施しなくていいのかと。熊本の妊娠に関する相談をしているところにも、関東から相当の相談が来ていると聞いています。

ですので、産み育てのところから全部やるのであれば、やはり妊娠期からの視点を大事にする必要があると思います。そこのところに、虐待の重度な、特に死に至るようなケースが集中的に起きていることは、柏女先生のご専門ですが、そういうところをかなり、国のほうもできていない部分なので、ぜひ今度の計画で入れていただきたいと思います。

あと、貧困家庭への支援として、埼玉県では、生活保護家庭の子供たちへの学習支援として相当な取組を行い、今、成果を上げています。その取材をしていて、恐らく、東京

にも同じような課題があると。東京では既にいろいろな取組があると思います。それは、都として全体に、もう一回どうやって網をかければいいのかという視点で見直すいい機会にさせていただきたいと思います。

また、発達障害やアレルギーを持つ子供たちも、保育園頃から相当始まっているのは、従来の保育の提供の仕方だけでは足りなくなっているところをどう補っていくのかというように、市町村が提供している保育の上の、さらに、より専門的な後ろからのスーパーバイズを東京都はどのように行うべきかという視点から、もう一段の支援を考えるというようになど、いろいろもう少し入れていただきたいと思います。

長くなって、すみません。

○柏女部会長 ありがとうございます。とても貴重な視点をご提示いただいたかと思えます。

他にいかがでしょうか。

○柗澤委員 次世代法もそうですが、とりわけ後期計画に関しては、ワーク・ライフ・バランスが大きな柱になっていて、先だつての懇談会の中でも出ましたが、次世代法の存続という形の中で、ワーク・ライフ・バランスの文言が出たことによってかなり変わってきている部分が、正直言っているとあります。

基本的にいろいろな計画を見ている、やはり家庭という部分がとても大事になってくる中で、私が常々思っていたことは、今の理想の子供の数が2人ですが、以前は3人でした。いわゆる少子化の1.41とかいう形になっていても、当時は、望む子供の数は3人でした。ですから、持ちたい子供の数は3人だったのが、今は2人になってしまった。そのほうがかえって危機的だと思います。持ちたい数が減ってしまったことが、とても大きなマイナス要素だと思います。

そんな中で、今回の資料の中にも記載されておりますが、長時間労働が、全体的には、ワーク・ライフ・バランスの中で減少傾向にはありますけれども、30代、40代の、いわゆる子育て期の父親の役割の部分が社会の中で大きくなっていて、その部分で、父親がもう少し参加してくれると、2人目、3人目という意欲も湧いてくる部分からすると、やはりその手のところを重視していかなければいけないと思います。これは東京都ではなく国の施策になるかと思いますが、そこは強く言っていないと、これはなかなか改善できないのかなと思います。

そうなってくると、安心して子供を産み育てるという、本当の核の部分の家庭がきちん

と担保されることによって出てくるのであれば、ワーク・ライフ・バランスはとりわけ重要な形で展開していかなければならないのかなということ、そこはきちんと押さえていきたいというのが私の個人的な意見です。そうすることによって、虐待も、そうした部分で未然に防げる形もできてくるのかなということ、ぜひ、核である家庭の部分に目が向けられるような形をつくっていければと思っております。

○柏女部会長 ありがとうございます。これも貴重なご意見として承ります。

他にいかがでしょうか。

ここは特に一つに収れんする必要はないので、いろいろな意見を出していただければと思います。

○入谷委員 一つ確認させていただきたいのですが、資料 10 の必須・任意の表がありますが、東京都においては、この任意事項についても全て言及していくということによろしいのかどうか、確認していただきたいと思います。

○柏女部会長 それは、そういうことでよろしいですね。

○次世代育成支援担当課長 はい、そういうことです。

○入谷委員 それを踏まえて、資料 3 の国の基本指針等を踏まえまして、また、今までの次世代の計画等を見比べますと、一つには、幼児教育の視点が次世代の場合よりも今回のほうが、「質の高い教育・保育の確保」という題目もついておりますし、幼児教育の視点をさらに明確に記載していただくことができればと思います。確かに、次世代の中でも、先ほどご説明がありました、目標 3 の①、「子供の生きる力をはぐくむ環境の整備」の中に教育の観点も入れてあるということですが、実際には非常にプアな状況だと思っておりますので、これをさらに充実させる方向で取り組んでいただければと思います。

国の基本指針ですが、柏女先生にもご参画いただいて、次世代とはさらにパワーアップというか、バージョンアップしているような思いもありますし、先ほどの榊原委員のご指摘にもありましたように、子供の最善の利益ということで、子供の視点をしっかり踏まえての指針が明示されていることもあります。また、終澤委員からもご指摘のワーク・ライフ・バランス、家庭の営みが第一で、家庭での子育てが第一義的な意義を有し、それを社会全体で支援していく。その中に働き方の見直しも含めたワーク・ライフ・バランスの充実が必要であると。地域で過ごす時間、家庭で過ごす時間を大切にできる社会づくりそのものが、長時間、施設に子供を預けなくても、子供と大人がかかわり、時間を有意義にしていくのだと。家族の絆、地域の絆を確保することができるという指摘もありますので、

ぜひこうした点を、次世代育成の理念・目標と合体させていただいてリンクしていただければと思います。

私どもも、ワーク・ライフ・バランスについては、今、ややもするとお題目にとどまっているような気もしますし、企業の運営の合理化の観点からも必要ですが、例えば、資料9の3ページ、左下に「～ワーク・ライフ・バランスの理念～」という掲載項目がありまして、具体的な施策も大変重要だと思えますが、ワーク・ライフ・バランスの理念をもっと社会全体で共有していくことが、今後ますます必要になってくるのではないかと思います。

資料9の11ページ、目標5の項目③、④に、「バリアフリー化の取組」、「ユニバーサルデザインのまちづくり」として、いわゆるインクルージョンあるいはノーマライゼーションという理念のもとに、バリアフリー化の社会が着実に実現しつつ、北欧のような状況には一気呵成には進まないけれども、世の中全体でバリアフリー化が随分進捗しているような気がします。その底辺にあることとして、いわゆる心のバリアフリー、理念がかなり国民の間で共有が進んでいるのではないかと。同じように、ワーク・ライフ・バランスも、心のワーク・ライフ・バランスというか、みんながそれに向けて、男性が育児休暇を取っても何もおかしくない、まさにノーマライゼーションの社会なのがこの理念そのものの共有に向けての施策の推進も大切なことではないかと思いますので、ぜひ取り組んでいただければと思います。

○柏女部会長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

○溝口委員 認証保育所の溝口と申します。

僕も、榊原委員がおっしゃったようなことは非常に重要なこととっております。母子保健等々、実際に現場で保育に携わっていて、非常に関連する行為ですが、なかなか接続ができていないということですから、重要なこととっております。

その上で、資料3、入谷委員がおっしゃったこととも関連しますが、「保護者が子育てについての第一義的責任を有すること」は当然のことと思いつつ、「前提としつつ」ということで、実際に現場にしながら、家庭そのものがやりにくい状況というところがたくさんあります。

いろいろ言って申しわけないのですが、資料6の「5つの視点」の「①『すべての子育て家庭』への支援の視点」は当然ですが、子供に対しての支援の視点は、子供のニーズに

対して何が不足しているのかという視点、家庭へ支援して、家庭そのもので何とかしてもらおうということではない、家庭そのものよりも、その子供そのものに対するの視点が必要なのかなと思います。

ですから、第一義的には家庭としつつも、それができない家庭においては、やはり子供そのもののニーズをどう充足していくかということが必要ではないかと思います。話を戻しますと、「3つの理念」の①の部分ですが、文言の書き方を少し変えたほうがいいのか、もう少し子供視点で書いたほうがいいのかということ、榊原委員の意見に賛成です。

○柏女部会長 ありがとうございます。具体的に、「すべての子育て家庭」を、例えば『すべての子供・子育て家庭』への支援の視点」という形でしょうか。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○佐藤委員 先ほど、資料6で、結婚しているカップルが持ちたいと思う子供の数が減ってきているというお話がありましたが、議論の出発点として、結婚しているカップルのところから始めるかどうかということ、もう一つは未婚のところですね。政府は、昔から、国民なり住民が、結婚したい人が結婚の希望が実現でき、子供を持ちたいカップルは子供を持って、かつ、女性も子育てと仕事が両立できるようなど。希望が実現できるといった場合、やはり結婚のところも結構大きいわけです。未婚率が高くなっていますし、今まで、結婚したいと思う人の率は結構高かったのですが、少し落ちてきています。ですから、結婚しているカップルだけが子供を持てるようにとするか、結婚したい人たちが結婚できるというところまで入り口を広げるか。

もちろん、結婚できない理由はいろいろあると思います。例えばパートナーはいるけど、今は収入が少ないのでもう少し安定的な仕事に就かないとということもあると思います。それは相手がいるけれども、結婚できるような経済的基盤がない。もう一つは、例えば仕事が忙しくて、パートナーと出会う機会がないということ。これはワーク・ライフ・バランスにかかるわけですが、いろいろなタイプがあると思います。もちろん、都として対応できる範囲はあると思いますが、その辺をどうするかということも少し議論してもいいかなと思います。

2番目のワーク・ライフ・バランスですが、大事だと思いますが、なかなか改善が進まないのは、制度導入ではなくて普通の働き方ですね。例えば、女性が結婚し、育児休業を取得して仕事を続けるとなると、普通の会社であれば育児休業が取れますが、問題は、育

児休業を取得して、そのあと、子育てが長く続くわけですけれども、ずっと育児休業を取ると女性の活躍にマイナスです。やはりできるだけ早く復帰し、普通の働き方に早く戻れて、無理なくフルタイムで、保育園にも預ければ預けられるし、仕事と育児が両立できる働き方があることは大事だと思います。

これから大事なのは、制度導入、もちろん中小企業で、制度が育児休業なり短時間勤務がないので取れないというところに対しては対応していかなければいけないですが、もう一つは、普通の働き方で両立できるようにする。ですから、子育てしながらフルタイムで働ける、男性も、子育てがきちんとかかわれるような働き方ができること。あるいは、未婚の男性であれば、彼女とデートできるような時間が確保できる働き方だと思います。特に、長時間残業などにどう対応するかという、制度部分ではないところに手を突っ込むことは大事だと思いますので、そこに少しウエートを置いた書き方が大事かと思います。

以上2点です。

○柏女部会長 ありがとうございます。

結婚しないことをどう考えるかということですが、大事な視点ではあろうかと思えます。ここは、事務局のほうで後で詰めていただければと思います。別に本日、結論を出す必要はありませんが、そこまで取り組むかどうかについては、少し検討していただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。

今、具体的に、2つ目の、施策の方向性と取組事項も挙げながら理念を挙げていただいておりますので、ここで少し整理して、次の課題ではもっと幅広いご意見をちょうだいできるかと思えますので、そちらに移りたいと思います。

少し整理させていただきますと、今出てきたご意見は、妊娠期からの切れ目のない支援を考えていくべきであるということ。あるいは、幼児期の保育も含めた教育の大切さも今回の子供・子育ての計画については強調していくべきではないかということ。あるいは、子供目線での支援という視点も明確に打ち出すべきではないかということ。また、今、施策から漏れているところ、つまり権利擁護の視点もしっかり打ち出す必要があるのではないかということ。それから、ワーク・ライフ・バランスの視点は強調すべきであるということ。また、社会的に包み込むソーシャル・インクルージョンの視点が大事なのではないかということ。そうしたご意見が出てきていたかと思えます。また、絆というワードもありましたが、施策を行うことによって地域の中に緩やかなつながりをつくっていくといい

ますか、そういう視点も出されていたかと思います。理念的なことと言えば、今、申し上げたようなことが提示されていたかと思います。

具体的には、施策の方向性あるいは取組事項として挙がっていたものを、この2つ目の議題のところにも下ろしていただいて、事務局としてはまとめていただきたいと思います。

2つ目の課題に移りたいと思いますが、その中で、こういう理念が大事なのではないかと、いうことをあわせて出していただいても結構ですので、よろしくお願いします。

それでは、2つ目の検討事項である「施策の方向性と取組事項について」のご議論をしていただきたいと思います。

これについては、第1回目の子供・子育て会議の際にさまざまなご意見を頂戴しました。少し整理してみますと、参考1に「主な意見」として記載されております。大きく3点について確認がなされたかと思います。1点は、今、榊原委員からもお話がありましたように、主に産前、乳幼児期から学童期までを対象とする子ども・子育てに関する総合計画とするという点。ただし、2点目として、計画の内容については、法で定める必須記載事項、任意記載事項に加えて、今ご説明がありましたように、関連分野の施策についても幅広く盛り込んでいく。つまり、次世代行動計画を引き継ぐような形で、あるいは、そこでもまだ漏れているものについても拾い上げていく幅広い計画としてもつくり上げていくという点。それから、計画の内容については、他の法定計画との調和、都庁全体の計画との整合性を図りながら策定していく。つまり、全てをここで検討するわけではなく、他の分野でご検討いただいているものもしっかりとこの計画の中に取り込みながら、総合的な計画として進めていく。この3点について確認したところです。

この方針に基づいて、新たな計画における施策の方向性と取組事項をどのようなものにすべきか、委員の皆様からご意見をお願いしたいと思います。

先ほどは資料6を参考資料として提示させていただきましたが、今回は資料8をご覧ください。ここに施策体系が記載されております。目標1から目標5までを見ていただきますと、これが全体の施策体系になるかと思います。これが次世代の行動計画の施策体系になりますので、このうち今後も引き継いでいくべき事項、あるいは、さらに強調していくべき事項があるだろうと思います。さらには、新たに計画として盛り込むべき事項もあるだろうと思います。そうした視点から、先ほどの理念のところともあわせまして、具体的な取組事項についてご意見を頂戴できればと思います。

どうぞ、どなたからでもお願いしたいと思います。

○佐藤委員 細かいこととなりますが、目標2の項目①「家庭生活との調和が取れた職場づくりの推進」のところ、例えば育児休業などの認知度が高まって取得率がというお話がありますが、問題になっているのは、有期契約、いわゆる非正社員の部分で、産前産後休業は、有期契約の人でも契約期間中は取れます。育児休業の場合はいろいろ条件があって、一定の雇用継続が見込まれるということがあるわけですが、その辺が十分に理解されていなくて、今いろいろ調べていまして、有期契約の人でも産前産後休業が取れることを知ったのは何かというと、一番いいのは母子手帳です。母子手帳に書かれています。

ですので、そういうことは既に行われているわけですが、例えば有期契約で働いている人が産前産後休業を取得しようと。来年から、産前産後休業中も社会保険料免除が入りますし、産前産後休業を取得すると健保から6割出るわけですから、続かなくてもそれなりの所得保障になるわけですが、意外と知られていません。確かに母子手帳に書かれています。そういうことの情報提供のようなことをもう少し、有期契約、非正規の人たちの両立支援の部分を書き厚めに書いてはどうかと思います。たぶん7～8年前とは状況が変わってきていますので、そういう意味で。

一つは、例えば母子手帳でも、来年から産前産後休業で社会保険料免除が入りますということがあれば、一応、厚労省では基本は策定しているようですが、具体的にどう書くかは基礎自治体が作成できるようです。ただ、僕が読んだところ、法律文章しか書いてないので、もう少しわかりやすく書いたほうがいいかなと思います。それが1点目です。

もう一つは、多様な保育ということで、国のほうでも、一応、何時間か、保育のニーズの判定の範囲が議論されていますけれども、いわゆる一時預かりが自治体ごとに取り組がかなり違うと思います。東京都なり都の基礎自治体が、一時預かりのほうをどうするかによる場所もあって、基本的には、一時預かりをきちんと対応してもらえれば、どの時間で線引きするかは、働き人からはいいと思いますが、それが一つ大事な点かなと思います。

ただ、そのときに、僕などは、保育ではなくて人事管理とかそういうことですので、労働政策のほうで言えば、雇用保険は週20時間以上です。年金は時間条件だけではないですが、これまで30時間だったものが、これからは20時間になります。ですから、基本的には、働いて雇用保険に加入するなり、自分で年金を払うのは、これからは20時間が基準になりますが、保育はまた別の基準なので、その辺は、保育はまた別の考え方があると思いますが、労働政策のほうは週20時間ですから、基本的にそこは働いていると見なしているわけです。そこをどう考えるか。

僕はわかりませんが、本当は一緒のほうがいいかなという気がしないでもないです。ただ、それは一時預かりでそこにきちんと対応できるという前提で言うと、雇用保険なり年金とセットということが一つの考え方かと思います。これはあまり強い意見ではありません。

○柏女部会長 ありがとうございます。そういう意味では、子ども・子育て支援事業が、今回の子ども・子育ての計画では、しっかりと量的整備をしていかなければならないので、この項目の中に、一時預かりも含めてそれを落とし込んでいくことは、とても大事なことになるかと思います。ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

○岸井委員 その際に、制度の拡充や量の確保が大変問題になりますが、質の向上どころか、現状の確保もお寒い状況ではないかと思っています。これだけ量が拡大して、保育士が足りなくなっている中で、保育の質を担保するには、保育者の質が重要だと思います。その辺の全部の項目にかかわる高い質を確保する視点を、ぜひ入れていただきたいと思います。

○柏女部会長 ありがとうございます。

今回策定することになる都道府県の支援計画の中では、保育士等の人材確保・資質の向上が必須記載事項の形になっていますので、これはこの中には入っていませんので、今、岸井委員がおっしゃったことをしっかりと、一つの章立てをするくらいの気持ちで入れていかなければならないのかなと思います。ありがとうございました。

では、村上委員の次に松田委員ということでお願いします。

○村上委員 先ほどと同じような意見になりますけれども、やはりよりよい幼児教育・保育のためには、幼稚園の先生並びに保育士さん、その他携わる皆さんの、今おっしゃったような労働条件をきちんと担保していかなければいけないということ。実際に全て聞いたわけではなく、正確なデータではないのですが、給料が、他の人たちと比べて少ないという意識があること。また、実際に現場では保育士さんが不足しているので、やはり子供の命を預かっていますので、常に保育士不足でぎりぎりのところで働いている不安、命を預かっている仕事への不安ということ。それから、自分自身の休みが取れないとか、そういったことが起こっていること。具体的にきちんとしたデータではありませんが、そういう声もありますので、ぜひ、先ほどの件もありますが、そういう労働条件等を含めて拡充をお願いしたいと思います。

○柏女部会長 ありがとうございます。

では、松田委員、お願いします。

○松田委員 ありがとうございます。せたがや子育てネットの松田です。

今の質の議論のところ、どこに入るのかはわからないのですが、私は今、地域で子育てを始めたところにいるので、幼稚園に行ったり、保育園に行ったり、いろいろな部分にいるわけですが、業界の皆様が言う「質のよい保育・教育の環境」が、親たちにはわかりません、はっきり言って。何がいいのかがわからなくて、実際、例えば私は世田谷にいますので、わかったところで、第 20 希望まで出してやっとどこかに引っかかるような状況で、入れないので選べないという状況ではあるのですが、私たちが提供される保育や教育の質をどう学んでいくかというところ、各自治体でそれをするのはなかなか難しいので、広域レベルで、そういったことも、啓発になるのかわかりませんが、どういうことが子供にとって大事だったり、例えば、それを家庭に持ち帰って、家庭でもきちんと実践できたりとか。親教育というところ、何か少し違う感じがしてしまうので、私はあまり使いたくないのですが、よい質とは何かというところが、どこかでこの計画の中でそれを伝えていくことが入らないかなと感じています。

○柏女部会長 この議論は、最後の結論に至るまでの大事な宿題をいただいたような気がします。ありがとうございました。

ほかにかがでしょうか。

では、入谷委員から石橋委員、お願いいたします。

○入谷委員 先ほど申し上げたことと関連しますが、資料 8 の施策体系一覧の中で、先ほど、行政の方からの説明によりますと、幼児教育分野は目標 3 の項目①「子供の生きる力をはぐくむ環境の整備」に含まれるというご説明があったと思います。支援制度においては、今、松田委員からもお話がありましたけれども、やはり質の高い教育・保育の確保が新制度の大きな目標の一つですので、「質の高い幼児教育の確保」という項目をぜひ、独立した項目立てをしていただきたいと思います。

それから、いわゆる家庭生活との取組の中の保育所、福祉的な取組と幼稚園の、例えば預かり保育、教育と保育の接近というか、一体化までは行かないとしても、両機能の融和等みたいなことも見据えた形での表現方法も必要になってくるのかなという思いがあります。質の高さの観点から言うと、いわゆる情報の提供というか、各園の情報の公開も一つの大きな手段になり得るのかなと思います。

先ほどから、ワーク・ライフ・バランスのことをしつこく申し上げていますが、先生方も既にご案内のことと思いますけれども、一説によれば、潜在的な待機児童数は将来的に85万人になるかもしれないというご指摘があるような状況の中で、もはや施設の増員だけではこの問題は解決できない。どうしてもその他の施策、ワーク・ライフ・バランスの展開も含めてさまざまな施策を機動的に活用していかないと、財源的にも限度があるわけですし、幼稚園や保育所に期待される役割もかなり受認限度を超えているような大変な状況もあるのではないかと。

さらには、利用している保護者の観点から言うと、東京都の社会福祉協議会で、平成23年6月にまとめられた「保育所待機児童白書」という資料の中に、保育所を利用している保護者の方へのアンケートの中で、保育利用者が「もっと子供といたい」という希望が「もっと働きたい」の4倍にのぼっており、労働時間を短縮することによるワーク・ライフ・バランスの実現が望まれているという記載もあります。

ですから、本当に望まれているのはどんな施策なのかということ、いま一度ここで精査していただく必要があるのではないかと。その中でワーク・ライフ・バランスの位置づけをぜひお願いしたいのですが、ワーク・ライフ・バランスの推進ということを上げると、労働政策のような観点からも、確かにそれはそれ自体で大変重要な観点だと思いますが、それと同時に、資料3の2ページの真ん中あたりに、「少子化により、子どもの数の減少とともに兄弟姉妹の数も減少しており、乳幼児期に異年齢の中で育つ機会が減少しているなど、子どもの育ちをめぐる環境も変容している。」とあります。子供自身にとっても、この少子化は、集団力の中で育む力がどんどんそがれていってしまう。この観点からも、少子化を克服していかなければいけないと。その中のワーク・ライフ・バランスの位置づけと捉えていただいて、みんなで取り組んでいく、さまざまな分野で取り組んでいく必要があるのかなと思います。

重ねての発言で申しわけありませんでした。

○柏女部会長 ありがとうございます。ワーク・ライフ・バランスの件はこれまでも出ておりますが、大事な視点をご指摘いただいたかと思います。

新しい視点としては、質の高い幼児期の教育・保育については、項目立てをしっかりと目標として挙げていくことが必要であるというご意見と、あとは、教育・保育の接近あるいは一体的な実施についても、しっかりと書き込んでいくことが大事ではないかというご意見が、新しい視点としてはあったかと思います。尊重させていただきたいと思います。

では、石橋委員、お願いします。

○石橋委員 私は、ご出席の皆様からすると少し立場が違うかもしれませんが。私どものセンターには、発達障害に関する相談が多種多様に入ってきております。この会議は子供・子育てということですが、私どものセンターでは、圧倒的に成人の方に関する相談が多いわけです。そしてその多くが家庭や社会生活に於いて生きにくい状態が顕著にみられます。中でも就労継続困難、家庭外の居場所がない、さらには家庭内暴力をはじめ家庭内の過剰緊張など大変に困難な事態が長期に継続している事例が少なくないのです。

質の高い教育・保育というお話が出ていますが、その際に、成人になっている人たちの、生活が基本的に安定する、その安定は何なのかとか、その人らしく充実した生活とは何なのかということの認識を共有する必要があると思います。なぜかと言いますと、私どもの相談から言えることは、たとえば学歴の高さや、経済的に恵まれていることのみで生活の安心・安定にはつながらないということなのです。むしろ、本人と周囲の人との関係性でその人の生活が成り立っているということ、その関係性が重要であると感じています。中には、親子であっても、その絆が持てないままにずっと来ておられる事例が少なくありません。それは今に始まったことではなくて、さかのぼってみれば、かなり早期の段階で、お互いに生きにくいといいますが、育てにくい、育ちにくいという事態がかなりはっきりしていたことも聴き取りから明らかになっています。

親御さんなどにお話を聞きますと、全く何もしなかった、という方ばかりではなく、子育てについて戸惑い不安を感じて何らかの相談機関など第三者に相談したことがあるという方も少なくないのです。しかし、納得の出来るような対応がされないまま来ていて、今、我が子が 20 代、30 代、40 代になって、家庭および社会生活において難しい事態となってきたということもあります。

子育て支援のための施策を考えるのであれば、成人期を見通した視点をもつこと、それは自立と言うことに限らず、人として安心・安定した生活とは何かという価値観に関わることも考えて行く必要があると感じます。その際、今ある厳しい実態について関係の方々を知っていただき、人の育ちの過程に関わる課題を考えていけることを願っています。

○柏女部会長 ありがとうございます。最初の理念の部分にも通じる大切なご指摘ではないかと思えます。

ほかにいかがでしょうか。

○柘澤委員 これから事業がたくさん出てきていますが、確認しておきたいと思うことと

して、例えば小規模事業などもそうですが、地方の立ち位置と東京での立ち位置が違ってきている。でも、事業は一つという中で、例えば過疎地での対応の部分と、待機児を解消するための使い方となってくると、同じ事業でも大きく違ってきてしまう。その部分でいくと、先ほどから、話が出ている、例えば質の高い保育の保障という部分など、危惧される部分が出てくるので、ぜひその辺のところの事業内容に関して、東京独自の視点に立った形でその事業を捉えていくことは考えておかないと、安易なというか、違った形で、本来その部分は過疎の部分で有効な施策が、待機時解消で使われるという形になると、質の部分から見ると危惧されるので、その辺は確認しておいていただきたいと思います。

○柏女部会長 次世代の後期行動計画の「5つの視点」の中に、「大都市東京のニーズと特性を踏まえた視点」がありますが、ここは一体何なのかということ、具体的に計画に落とし込んでいく際にはしっかり議論していかなければならない視点だと思いました。ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。

○溝口委員 今のお話と少し関連します。資料8の目標2の項目②「都市型保育サービスの充実」のところ、あわせて、皆さんのお手元のファイルの中、東京都のデータの2でしょうか、「東京都の幼児教育・保育の状況」のところで、幼稚園利用・認証保育所利用・認可保育所の利用数が載っております。もちろん幼稚園は多いですし、認可保育所も多いのですが、認証保育所も、少ないといっても2万1,796名となっています。しかも、下の表を見ると、3歳以上児の子供の利用もあるということです。

もう一度資料8ですが、東京都の認証保育所は平成13年にできた制度で、もちろん、東京都の児童福祉審議会等を経てできていると思います。実際は、行動支援計画の中でも、都市型保育の一つとして、13時間開所、直接契約等で今まで来ています。今後ですが、ここにありますように、「⑤多様化するニーズに応じた保育サービスの提供」、それから、今、柗澤委員からもありましたが、待機児童対策のみではなく保育の質の向上ということも勘案したならば、今後は認証保育所をどのように東京都はご利用していくのかということは、非常に重要な観点ではないかと思っております。

現時点では、基準で言えば、例えば認証保育所は認可保育所に比べて、基準職員の保育士は6割となっていますね。ただ、13時間開所していますので、13時間分の8ということで、認可保育所は8時間が最低基準になっておりますので、そういった意味では10割に達するわけですが、そうした部分も含めながら、基本の体系に認証保育所が入ることに

よって保育サービスの質の向上になるのか、それとも、認証保育所として、今後も待機児童対策として需給調整弁のように活躍していくのかということは、非常に重要なことではないかと思っております。

それから、入谷委員からもご発言がありましたが、私たちは託児をしているわけではありません。保育という、養護と教育が一体化したものをやっている次第です。そうしますと、国の資料3の中にもありましたが、「乳幼児期の」という言葉が入っていたように、認証保育所を今後、小規模保育のような、19人以下の0・1・2にすればいいではないかという安易な考えもありますが、やはり0歳から就学前の子供、乳幼児期の全ての子供を含むことによって質の高い教育が行われるということもありますので、闇雲に小規模のほうにもなかなか行きにくいという実情があります。

また、実際は、小規模のほうは19人以下ですから、大体の認証保育所A型ですと、0歳から就学前だと30人規模くらいが多いということですので、19人にはなりにくいということですので、19人になったときに、それでもいいじゃないか、運営ができるならそれでいいじゃないかとおっしゃる方もいますが、現実には、家賃等を支払う中で運営していますので、今の30人規模のものが19人になって経営が成り立つかという、これは成り立っていないのではないかとということにもなります。そうすると、当然ながら、お金がないことは質にも直結しますし、先ほどもご意見がありましたように、保育士の処遇が、民と公でもありますが、認証保育所と認可保育所でもかなりの格差が現時点であるわけですから、今後、質の高い保育を望まれるのであれば、認証保育所を一体どこに位置づけるのかということは非常に重要かと思えます。

○柏女部会長 ありがとうございます。

そのほかにいかがでしょうか。

○榊原委員 一つ教えていただきたいのですが、国のほうで今作っている子ども・子育て支援新制度では、目指している取組の一つとして、幼保連携型の認定こども園、幼保一体型の施設を増やしていこうということがあるのですが、東京は個性的な幼稚園がとても多いと思うので、過疎が進んでいるような地方と同等に考える地域でないことはわかりませんが、現段階で、東京都としては、認定こども園の取組については、どのようなご方針で考えておられますか。

○柏女部会長 事務局、お願いします。

○少子社会対策部長 認定こども園も、就学前のお子さまにふさわしい環境を提供する場

として、一つの有意義な選択肢と考えるべきだと思っておりますので、認定こども園という形で提供されるサービスを選択できるように、選択肢として用意することも適当と思っておりますが、どのサービスを集中的に推進すべきかということを経済圏でウエートづけするということよりも、さまざまな選択肢の中からニーズに合ったものを選んでいただけるように用意していくことが適切かと思っております。

ですので、認定こども園だけについて、特にほかのものに比べてより積極的に推進するとか、あるいは、逆に、それについては控えるとかというようなことではなくて、さまざまな選択肢の中から適切なものを選んでいただけるように、都民の皆さんのニーズをよく踏まえた上で、選択していただけるように応援していきたいと考えております。

○榊原委員 ということは、特に東京都内でも、私の近所でも幼稚園がつぶれたりしていて、一方で保育園は定員がないということが相変わらず続いています。東京都としては、私立幼稚園とは私学助成を通じてつながりがおありだと思っておりますが、幼稚園にこども園に変わっていただくというような対話というか、誘導というようなことは考えていないと理解してよろしいですか。

○私学部長 今、榊原委員がおっしゃったように、誘導するということは考えていません。それぞれの施設をそのまま支援していくということでございます。

○榊原委員 恐らく、その点についても、この計画を立てていく中でどう考えればいいのかということも議題の一つになるということですね。

○少子社会対策部長 はい。

○榊原委員 国のほうでも、私学の建学の精神に基づいて、非常に独特な取組を展開している幼稚園のあり方は尊重したい、当たり前であると。一方で、定員割れが起きて存続できなくなってしまうような幼稚園があるような状況であったり、地域の需給バランスが、高度経済成長のころのような、専業主婦で、安定して家で子育てできるような方たちが今は減っていて、低賃金で、夫婦で共働きでという人たちが主流になってきている社会情勢の変化に応じた資源の適正配分が必要になってきている中で、では、どう考えていくのかということは、今後議論していく必要があるだろうと思っております。

都心で保育園をどんどん増やして頑張っておられる自治体も、待機児童解消加速化プランがある中ではありますが、それはまず、その基礎自治体の取組であるとは思いますが、より広域で、このくらい広域で保育を利用する、幼稚園を利用する世帯は広域で生活をしている中で、東京都として全体のバランスをどう考えていけばいいのかということも、こ

この議論にぜひ載せていただきたいと思います。

私が取材した限りでは、親は子供に対して、生活に困っているから預かってもらうところという、戦後直後の保育のような保育で満足している人がほとんどいなくなっているのではないかと。つまり、幼児教育も保育も、どちらも質のいいものをと望んでいる人がほとんどになっているし、どの国を見ても高度な情報化社会になっていて、全ての子供が高い技能を持って成人してもらいたいというときに、幼児教育を早く、質の高いところから投入していくことを、先進国では今競争している中で、施設や事業者の方たちにお任せしておく状況では恐らくなくなっている。

というところで考えれば、働きかけの余地がある部分については、やはり認定こども園に移ってもらう。保育園の保育で十分ですと言っている方たちも含めて、改めて必要な幼児教育とは何なのかということのを再考していく機会にもなるという意味で、認定こども園に転換できないのかどうかという対話をしてみるとか、保育士と幼稚園の教諭の方たちの資格の問題も、今、一緒にしようという議論が起きている中で、養成についても、先進的な自治体としてどう考えていけばいいのかというところについては、ぜひ入れ込んでいただきたいと思います。これまでのように、お任せではいけないのではないかと印象を持ちました。

あと、資料8のところ、見せていただいているところについて、改めて思うことは、次世代育成の行動計画がつけられた次世代法がつけられたときの取材を思い出してみると、国としては、自治体や企業を、まずは次世代育成という取組に巻き込むための方策としてこの法律を制定したもので、これとこれとこれにまず取り組んでくださいということで、ごく基本的なことしか入れていないんですね。やはりワーク・ライフ・バランスを大事にしていた。けれども、10年たって、恐らく、それだけでは足りない。これはもちろん続けてもらわなければいけないけれども、より社会の課題のほうが複雑になっているという状況があると思うので、このベースを、せっかくここまで取り組んでもらっているベースを大事にしながら、発展的にどう展開していくかという議論が必要だろうと思います。

同じ自治体の中でも、都道府県の立ち位置は、恐らく、基礎サービスを提供していく市町村で手が届かない、広域ならではの強みを生かした支援、市町村では対応できないような高い専門性が求められるような取組、まずはそこだろうなと思います。

その視点で、目標1から目標5をざっと見ると、先ほども申し上げたところですが、妊娠期からのところでも、相談支援体制の部分がないですね。実施している自治体もあった

りしますけれども、誰でも相談に行けて、あっちの窓口、こっちの窓口と言われてぐるぐる回っているうちに疲れ果ててやめてしまうというような話をよく聞きますので、まず相談をきちんと受けとめ、その上で、ソーシャルワークして必要な支援につなげていくというところをどう高度に組み立てていくかという部分は、区市町村に任せておいてもなかなか構築できないと思うので、ぜひ東京都が一緒に対話しながら、バックアップして、首都圏で、大都市でどのようなものを提供していくべきかということ構築していく。そのところはぜひ対応してもらいたいと思います。

とりわけ、市町村のほうではなかなか手が及ばない発達支援のところ、また、親たちに多くなってきているメンタルの問題や依存症の問題、貧困の問題、家庭内の問題です。離婚がこれだけ増え、かつ、さまざまな家庭暴力などの問題も起きています。こうした部分の、子育ての機能をきちんと家庭が果たせるようにするための支援のところを、どのように専門性を持って提供していくときちんと届くのかということを検討していく余地はあると思います。

私、10月にフィンランドへ取材に行きましたが、非常に面白い取組が既にありました。とても規模の小さい国ですから、全てそのまま、東京都のように大きな自治体がどこをどう参考にするかという点ではワンクッションありますが、家族まるごとの治療ということを既に展開しています。そこには、医療や福祉、理学療法士などいろいろな専門家の連携の中で提供しているノウハウが、既にヨーロッパのいろいろな国の中にあることはご存じだと思います。輸入できるものがたくさんあります。先ほど申し上げた、こんな課題がありますよねと言ったことは全てヨーロッパでも起きていて、いろいろな取組をしていて、いいプラクティスがありますので、そこを早急に取り組んでいくような、ドライブをかけるようなことを、この支援計画の中に織り込んでいただけないかなという希望があります。

あと、保育と幼児教育の部分も、質が高いという点については、国のほうでも再三、大合唱が起きるくらい求められていますけれども、どこでそれを担保していくのか。都のような立場から、どこからかわっていきけるのかというと、私などが思うのは、まず事故の検証です。小さなものから大きなものまでいろいろ起きていて、報告が寄せられているものがあると思います。少なくとも、国のほうで把握できている事故にはまだまだ漏れがあって、事故の検証がまずされていない。1件の事故の周辺には200件、300件のヒヤリ・ハットがあると一般に言われていて、もっと事故の検証が必要でしょうということが、子

ども・子育て会議でも指摘がありました。そうした情報を集めて、きちんとした専門家の第三者の方たちが入って検証し、そこでの学びを現場にフィードバックしていく仕組みをきちんとつくることは、市町村では恐らく無理だと思います。それは、都道府県のようなところで、専門家を入れて対応していく。

死亡事故もかなり起きています。とりわけ認可外で集中的に発生しています。なぜなのか。必ずそこに一つの原則というか、ルールというか、要因があるはずなので、そうしたものが個別の事情なのか、共通の事情なのかということをし洗い出して、それが再発しないように取り組んでいく。そのところは都のほうでぜひ対応していただきたいし、そのためには、不定期の立入調査のようなことも、市町村がやってもらえるならそれを応援するような形で、こういうやり方をということを提供していくところでの貢献はできるのではないかと思います。

あと、これまで10年展開してきて、どういう現状だったものが10年後には数値的にどう変わったかというような、データの上での比較ができるようなものがありましたら、こうした会議にも出していただきたいと思います。待機児童数は有名な数字ですが、例えば産後うつ、虐待、不登校、保育園内での事故など、数字で拾ってきているもの。今挙げたようなものは次世代の行動計画とは違うと思いますが、数字で推移がわかって、現段階でどこまで来ているかわかるようなものがあれば、それはぜひ、今後もフォローしていく数字として大事にして、継続的にウォッチしていくようなものにしてもらいたいと思います。

そうしたような、今どこに課題があるか、現状がどうなっているかというものをできるだけデータで出してきて、それに対して、こうした施策に取り組んだ結果、数年後にこうなったというような、現場の課題に対してプランを立て、その後のチェックをし、フォローをしていくというサイクルを、今度の支援計画の中に入れ込んでいく。そのための代表的なインデックスをどこに立てるのかというようなことも、まず代表的なところだけでいいと思いますが、まず立ててみるという取組もぜひ実施していただきたいと思います。

○柏女部会長 ありがとうございます。

では、松田委員、溝口委員、お願いします。

○松田委員 榊原委員の意見に加えて、相談体制のところですが、既に課題が見えている方たちをより専門的なところにつないでいくこと、そこにきちんと受け皿があることが大事で、そこはぜひとも広域でお願いしたいところでもありますけれども、やはり身近なところで、何が課題かわからないところをひもといていくようなことは、地域の子育て支援

の必要性がもっとあるかと思っています。そこは今回、利用者支援という形だったり、地域子育て支援が事業の中で充実されていくということでは、基礎自治体に取り組んでいくことではありますが、やはり子供の部分はメニューがどうしても少なく、特に地域の子育て支援はそうです。そうすると、こういう計画の中で行われていることだけではなくて、インフォーマルな地域でボランタリーな支援であるとか、さまざまなものをいろいろかき集めてバックアップするようなことが地域で行われているというところでは、そういうことができる人たちの養成というか、人材養成の部分ですね。地域のほうにまなざしを持ってもらうということでは、広域で行うことに意義があるのではないかと思います。

それと、広域で行うということは、そこに実践交流のような場が必要なので、ネットワーク的なものがこの計画の中の視点のどこかに入っただけだと、とてもありがたいと思います。

○柏女部会長 ありがとうございます。

では、溝口委員、お願いします。

○溝口委員 榊原委員のご意見から思ったものですから、挙手してしまいました。

「高い保育の質」といった場合、我々は、医療ではないということを申したいと思います。養護と医療は似て全く異なるものだと思っておりますので、もちろん死亡事故が起こってはなりません。人の命を預かっている仕事です。けれども、例えば実際に危ないもの、はさみ一つでもそうです。1歳の子供がはさみを持ったら、それを取り上げてしまったほうがいいでしょう。しかし、我々保育者は、それを使うことによって一体何が育つのかということを、毎日の葛藤の中で行っているわけですから、医療と養護は似ていますが、命を守りながら育てるという面もきちんとしなければならぬと思いました。

保育の質はどうしても単純化していて、安全ならばいいよという形、死亡事故さえ起きなければいいという形。指導監査はかなりそういう形になっていると思っております。実際に私も今年の11月に受けていますが、そういったところで、保育の質を考えた場合、養護と教育が一体化したものは一体何かということを中心に考えていかなければ、安易に安全だけで論じることはできないのではないかと考えております。

それから、とりわけ認可外で死亡事故が起きているということの根拠がどこにあるのかわからないのですが、本当にそうなのでしょうか。

○榊原委員 国のデータに出ています。

○溝口委員 どのデータですか。

○榊原委員 国が把握した限りの中での数字で、過去7～8年の中で、たしか件数は同じくらいですが、園児の人口割で計算すると、認可外のほうが20倍多かったと。

○溝口委員 わかりました。

東京都にお伺いしますが、東京都の認証保育所は認可外保育所です。今、10年間運営していますが、認証保育所制度後、認可との死亡事故の比率は20倍ほど違いますか。

○保育支援課長 保育支援課長の花本です。

認可と認可外を比較して20倍とか、そういったデータについては、今は持ち合わせておりません。

○溝口委員 わかりました。次回までに調べていただけるとわかるかと思しますので、事務方のほうでよろしくお願ひしたいと思います。

そういう宿題はよろしいですか。

○柏女部会長 東京都がお持ちでなければ、例えば国のものを都道府県別にもらえるとかすれば、あり得るかもしれませんね。

○保育支援課長 国から都道府県別に認可と認可外という形でデータが出ていますので、あります。

認可外の中でも、認証もあれば、保育ママなどもありますが、そこまでの分類は無理かと思ひます。

○柏女部会長 そこまでは無理でしょうね。ですので、認証だけということではなかなか難しいかもしれませんが、国のデータであれば、認可と認可外で死亡事故の報告を取っていますので、その東京都分をもらえば可能だと思います。そういうことができるかどうか、国のほうともご相談していただければと思います。

よろしいでしょうか。

○溝口委員 はい。ありがとうございます。

○柏女部会長 ほかにどうぞ。

○小山委員 今、こども園を運営しているものですから、今までの関連が結構あったものですから。

今、幼稚園にとって、なぜ保育園的な要素ができないかという、やはり質の問題です。制度が、どうしても幼稚園ではなくて保育園になってしまう。そこをもう少し規制緩和していただければ、こども園になる幼稚園もだいぶ増えてくるのではないかと思います。土曜日まで開園してしまうと、働く人の確保も必要ですし、担任制がかなり崩れてくる。そ

うということにもつながっていくと、幼稚園の人たちにとってみると、やはり質が低下してしまうのではないかというおそれを感じてしまうので、就労している人たちも、保育園に入れる人は 48 時間働いていけば入れる。そうすると、果たして土曜日まで全部含めた子ども園が必要なのか。もしかしたら、人数に合わせていけば、そうではない人たちもたくさんいるのではないか。その人たちの受け皿になっても保育園がありますので。意外と近くに幼稚園、保育園はありますので、そういうことを東京都は考えると、制度が違った子ども園があってもいいのではないかと思います。そういうところをまず進めていただきたいと思います。

あと、子供のころからこういう保育を、今、せっかく、幼稚園も保育園も、認証さん、学童保育など増えてきています。今、そういうところに職場体験として中学生がかなり参加しています。そこで学ぶことは大変多いと思います。うちも今、幼稚園、保育園、学童、全部を運営していますが、子供たちがまた戻ってきています。学童でも、小学生高学年になってもまた遊びに来て、今度は後輩の低学年に対して遊びの指導をしたり、班をつくっていろいろな活動を、ごみ拾いもしたりしています。そういう社会にいろいろ貢献できるようなことが、職場体験で、これは小学生から入ってもいいのではないかと思います。中学生、高校生、そういうところでも職場体験のような制度を設けて、もっと子供たちがそういう身近なところに進出して行って、社会に出てからの活動に役立つような活動を取り入れていただければと思います。

それから、サークル支援活動をしている方はたくさんいますし、幼稚園の保護者は働いていないといってもいろいろな活動をしています。子育てについてもいろいろ話し合いをして、井戸端会議になっているかもしれませんが、すごくいい意見がたくさん出ています。そういう意見をもっと幼稚園や保育園は取り入れて、それを活用すれば、足りない部分が補える。専門的な人もその中にはたくさんいますので、働いている人だけが対象ではなくて、そこに預けている人たちの意見も、もっともっと受け入れて、その技術をもっと身近なところで活用できる制度も支援していただきたいと思っています。

保育園のほうでは、今、子育てひろばということで、マイ保育園事業とか、こんにちは赤ちゃん事業が 4 月から始まります。それに対して幼稚園は、何も報告が来ていないものですから、どういうことが保育園の中で行われているかまだわからない、保育園の実態がよくわからない幼稚園がすごく多いです。

それで、こども園が平成 27 年から新制度になるから、このまま対応しないと、幼稚園

はどんどんなくなっていくような、おどかされているような状況がすごく強いです。でも、質を確保したいから、制度は何とかしてもらいたい。でも、選択肢はもう今しかないと。ですから、そこら辺も、保育園の状況を、幼稚園でもできるようなことがたくさんあると思いますので、それを提供していただいて、こども園になるのであれば、まずその下準備を、今からでも時間がないですからどんどん進めていかないと、わからない中で活動してしまって、素人が運営してしまう危険性がすごく出てくると思います。預かる時間も長いですから、危険な要素もたくさんあります。事故報告や、ヒヤリ・ハットがすごく大事になってくると思うので、そういうところにつながるような支援が必要ではないかと思いません。

ぜひ、東京都の方は、幼稚園に対しても、今、保育園で実施している子育て支援の内容を提供していただければと思います。よろしくお願いします。

○柏女部会長 ありがとうございます。

時間がありませんので、短くお願いします。

○柗澤委員 小山委員への反論ではないのですが、土曜日に関しては、おまけの1日とかいうことではなく、土曜日に開園しているから保育の質が下がるということではないので、その辺だけは言わせてください。

ただ、土曜日に関して、幼稚園のハードルが高いという部分もあるので、そのところは、保育園の中でも、土曜保育に関しては、働く職員に関してもかなり厳しい面もあって、その辺は保育士の雇用の中での問題もありますので、土曜日ということ国はどう捉えてくれるのかなと思っていたのですが、その辺も、逆に東京都なりに考えていただけないのかなと思っています。

○柏女部会長 ありがとうございます。

幼児期の教育の質の問題等については、柴崎副部会長が部会長をしてくださる認定こども園の部会がありますので、そこでも、質の議論が恐らくなされていくのではないかと思います。そこでなされた議論をまたこちらに反映する形で進めていきたいと思っています。

そのほか、本日は出ていませんでしたが、学童クラブの問題も大切なことで、特に東京都では、区部を中心として全児童対策事業などのほうに大きく広がりを見せる、それがいいか悪いかは別として、それらをどう捉えていくのか、とても大事な議論になってくるかと思っています。そうした視点も入れていかなければならないのかなと思いました。

最後にまとめさせていただきます。

今、さまざまな分野の話が出てまいりました。これはとても大事なことです、それと同時に、分野横断的なサービスの提供方法あるいは検証、そして、推進体制をどうしていくのか、そうしたご意見がかなり出てきたように思います。例えば、松田委員からは、ネットワークを構築していくことが大事なのではないかという、いわば協働の視点ですね。また、利用者支援ということ言えば、あっちに行ったりこっちに行ったりさせられてしまうという意味では、ワンストップ・サービスの大事さ。あるいは、情報公開の大切さも出ていました。それから、人材養成の問題もありました。そうした分野横断的なサービスあるいは施策を、どう推進していくのかということも大事な視点ではないかと思いましたが、それらについては、この中には特に入っていないように思うので、そうした視点も、章として上げるか、節として上げるかは別にして、計画の中に盛り込んでいくことが大事かと思いました。

たくさんのご意見をいただきました。今後の計画策定を進める上でとても貴重なご意見だったと思います。事務局のほうで、本日出た、理念に関する第1番目の議論、後半の主要な取組事項、これらについて整理していただきまして、それを踏まえてもう一度、次回の部会でこの議論をしっかりと進めていきたいと思っております。ぜひまたその際にご意見を賜ればと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

検討事項としては「その他」ですが、何かございますか。

○溝口委員 時間がないのに申し訳ありません。

会議の場でいつ提出していいかわからなかったものですから事務局にお願いしてあったのですが、意見書を作成してきました。3点だけですが、今回は2月だったものですから、今日の会議内容とはそぐわない部分がありますが、よろしかったら読んでいただきたいと思っております。

(溝口委員の資料を配付)

○柏女部会長 どうぞ。

○溝口委員 3点だけですが、1点目は、前回の会議の際に、今日の資料にもありますけれども、認証保育所を給付の体系に移行するのか、それとも、認証保育所として残るのか、どちらでも東京都の子供・子育てのためには対応していかなければならないと思っております。その上で、認定こども園に移行するところもありますので、そこにきちんと入れていただきたいということです。これは、質の確保の点でも重要かと思っております。

2点目は、幼保連携型認定こども園の部会の委員構成ですが、もちろん、これは条例で

定められているように、座長一任ということでよろしいと思っております。その上でですが、事業者側、学識者の方々が多いのかなと思います。要するに、利用者側の視点が抜けてしまわないかということで、せっかく都民公募の委員さんもいらっしゃいますので、そうしたご意見が反映できるような形で運営していただけたらと思って提案させていただきました。

3点目は、本当に些細なことですが、「子供・子育て会議」の「供」についてです。東京都は、平成18年ごろから、平仮名に直したものをまた漢字の表記に変えたという経緯があるかと思います。国は当然、子ども・子育て支援法ですから平仮名ですが、東京都は漢字です。どうでもいいといいつつも、実は、利用者側からすると、同じ会議なのか、違うものなのか、しかも、認定こども園は平仮名でというようなことで戸惑いが多いので、どのように考えたらいいのかなということでご提案させていただきました。

以上です。すみません、ありがとうございます。

○柏女部会長 わかりました。

それでは、この意見書に対して、事務局から何かコメントがありますか。

○次世代育成支援担当課長 ただいまご意見を3点いただきましたけれども、まず1つ目から回答させていただきます。

1点目は、第1回会議資料の中で、認定こども園の普及ということで、認証保育所からの移行支援についても明記してほしいというご指摘ですが、本日のこのファイルの中にもその資料がありまして、東京都の資料の最初のところにありますので、これにつきましては、ご指摘も踏まえて、「認証保育所からの移行支援」という文言も付け足していくようにしまして、次回、差し替えさせていただければと考えております。

2点目の幼保連携型認定こども園の委員の構成ですが、利用者の意見も反映させてほしいということで、ご意見としては預らせていただきまして、会長一任ということもありますので、網野会長、幼保連携型の柴崎部会長ともご相談させていただきながら進めさせていただければと思います。

3点目の子供・子育て会議の「子供」の表記の件ですが、これにつきましては、国のほうでも、地方版の子ども・子育て会議の名称については、法律上の定めはなく、自由につけていいということですので、東京都としては、東京都の公文規定がありまして、常用漢字に従って、「コドモ」は漢字で表記することになっておりますので、今回の会議名も漢字で表記とさせていただきます。

回答は以上です。

○柏女部会長 よろしいですか。

○溝口委員 はい。ありがとうございます。

○柏女部会長 それでは、委員の皆様方から、ほかに何かございますか。
よろしいでしょうか。

事務局から何かございますか。

○次世代育成支援担当課長 特にありません。

○柏女部会長 わかりました。

それでは、次回以降のことについて、事務局からご説明をお願いします。

○次世代育成支援担当課長 本日は、非常に貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。ただいま、柏女部会長からお話もありましたが、事務局で、本日いただいたご意見を整理しまして、それを踏まえて、次回の部会で再度計画の基本理念と施策の方向性等について、ご意見をいただければと思っております。

次回の計画策定・推進部会の日程ですが、来年2月を予定しております。委員の皆様には、別途、日程調整をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

あと、本日の資料についてですが、資料集のファイルと次世代の冊子等がありますが、次回の会議でも使用しますので、机の上に置いたままにしていただければと思います。

また、本日配付しました資料1から11と参考資料1、2につきましては、お持ち帰りいただいても構いませんが、机の上に置いたままにしていただければ、後日、郵送させていただきます。

ということでよろしくお願ひいたします。

事務局からは以上です。

○柏女部会長 それでは、本日の会議はこれで終了させていただきます。

皆さん、お疲れさまでした。ありがとうございました。

どうぞ、よい年を迎えください。

午後8時06分閉会